

沖縄県外国人留学生奨学金支給支援事業 Q & A

沖縄県生活福祉部福祉政策課 2024.11月時点

| No | Q | A |
|-----------------|---|---|
| 交付申請について | | |
| 1 | 補助金の交付申請はいつまでに県へ行わなければいけないですか。 | 令和6年度については、申請受付期間を11月11日（月）～12月11日（水）17:00必着とします。 |
| 2 | 補助金の交付申請は複数年度分をまとめて申請することは可能ですか。（例：ある年度に、養成施設在学3年分をまとめて申請する。） | まとめて申請することはできません。単年度毎に交付申請していただく必要があります。 |
| 3 | 留学生への奨学金支給の補助の交付が一度決定すれば、この留学生が正規年数で卒業するまでは補助対象となりますか。 | 違います。補助対象期間は単年度となっているため、毎年度交付申請していただく必要があります。 |
| 4 | 予算額を超える交付申請があった場合はどうなりますか。 | 沖縄県外国人留学生奨学金支給支援事業（沖縄県地域医療介護総合確保基金事業）実施要綱第5条第1項の規定により、補助対象経費に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとしていることから、予算額を超える交付申請があった場合は、基準額を下回る交付となる可能性があります。 |
| 5 | 修学資金貸付事業（沖縄県社会福祉協議会が実施）との併用は可能ですか。 | 補助対象経費を重複して利用することはできません。ただし、以下のような場合は可能です。 ・対象経費が重複していない場合（養成施設在籍中、学費は本事業を活用し、生活費については修学資金貸付事業を利用する。） ・日本語学校在学時に本補助金を活用し、養成施設在籍中は修学資金貸付を利用する。 |
| 6 | 令和6年度（2024年度）に来日し日本語学校に入学した留学生Aさんの学費や生活費を、令和5年度内にAさんに奨学金として支給したのですが交付申請可能ですか。 | 補助事業の実施期間外に補助対象事業者から対象者に支給した経費は補助の対象となりません。左記設問の場合、令和5年度に支給した分は補助対象外です。 |
| 7 | 事業所Zは留学生Aさんに対して、令和6年度の学費を令和5年度内に支出しました。この場合、令和6年度の学費として補助の対象となりますか。 | 学費についてのみ、交付申請日の属する年度及びその前年度で補助対象期間中に要したと知事が認める場合対象となります。 （例：令和6年3月に令和6年度（4月～）の授業料を支払った場合） |
| 補助対象期間 | | |
| 8 | 補助対象期間は | 交付の対象となる事業の実施機関は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日～3月31日です。 |

| 補助対象経費について | | |
|-------------------|---|--|
| 9 | 家賃を補助対象として申請する場合、どのようなものを根拠資料として提出すればよいですか。 | 対象者の居住地、居住期間、月額賃料等を確認できる賃貸借契約等の写しをご提出ください。 |
| 10 | 国家試験受験対策費用とは具体的にどのようなものですか。 | 介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用や介護福祉士国家試験受験費用のことです。 |
| 11 | 補助対象経費の証拠書類とは具体的に何ですか。 | 宛名が留学生になっている領収書や銀行振込書の写し、通帳の写しなど留学生へその額を支出したことが分かる資料です。 ※実績報告時に提出が必要です。 |
| 対象者が留年・退学した場合について | | |
| 12 | 留学生が留年した場合はどうなりますか。 | 留年した年度については補助対象となりますが、翌年度については補助対象外となります。 (例：1年次の履修を修了することができず留年になった場合に、当初の1年次については補助の対象となるが、翌年度の1年次については補助対象外となる。) |
| 13 | 留学生が退学した場合はどうなりますか。 | 退学した年度の全てについて補助対象外となります。 |